

第 10 章 指定確認検査機関

(届出の送付)

第 93 条 指定確認検査機関は、法第 6 条の 2 第 1 項（法第 87 条第 1 項、第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により確認済証を交付した後に、当該確認済証に係る届を受理した場合においては、速やかに当該届の写しを市長に送付しなければならない。

本章は、本市を業務区域とする指定確認検査機関が、法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認済証を交付した後、当該確認済証に係る各種届出等を受理した場合に、その写しを送付するよう定めたものです。